

News Letter

YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせします。ご活用ください。

第13号

発行日2004年3月1日

創業・起業関連情報

- ・ 主な研究開発のための補助金・委託費
- ・ 中小企業税制を上手に使おう！

主な研究開発のための補助金・委託費

中小企業技術革新新制度
 (日本版SBIR
 制度)

技術開発力を有する中小企業を活性化し、独自性を有する事業活動を促進することにより、新事業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費について、中小企業者への支出の機会を増大を図るとともに、その事業化を一貫して支援するための措置を講じているもの

中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度

特定補助金等を活用した中小企業者に対して、債務保証枠の拡大、担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置

中小企業投資育成株式会社法の特性

次の場合も投資対象

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金を調達する場合

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合の拡充

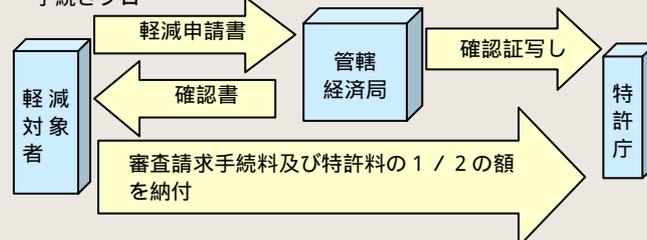
特許料等の減免措置〈平成16年度から〉

SBIR特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果における発明特許について特許料等を減免

減免内容

- * 審査請求手数料を1/2に軽減
- * 特許料(第1年から第3年)を1/2に軽減
 研究開発事業終了後2年以内に出願されたもの

手続きフロー



中小企業金融公庫の特別貸付制度

革新技術導入促進資金

事業に使用する設備投資・長期運転資金
 利率：基準金利
 設備資金 15年(据置2年)
 運転資金 7年(据置2年)

特定補助金等

文部科学省

独創的革新技術開発研究提案公募制度に係る補助金
 科学技術振興調整費のうち
 *重要課題解決型研究等の推進に係る委託費
 *先導的研究等の推進に係る委託費、総合研究に係る委託費、生活・社会基盤研究に係る委託費、知的基盤整備に係る委託費、目標達成型脳科学研究に係る委託費、ゲノムフロンティア開拓研究に係る委託費
 (これらは新規募集は終了)

農林水産省

「ブランドニッポン」加工食品供給促進技術開発に係る補助金
 16.2.4~3.26
 民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業に係る補助金
 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業に係る委託費
 木材利用革新的技術開発促進事業に係る補助金
 16.4.5~4.20
 水産業構造改革加速化技術開発事業に係る補助金

環境省

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業に係る補助金

独立行政法人 科学技術振興機構

研究成果最適移転事業成果育成プログラムB
(独創モデル化)

経済産業省

地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る委託費
 16.4.1~4.22
 新規産業創造技術開発費補助金
 16.4.1~4.26
 中小企業経営革新対策費補助金のうち新技術に関する研究開発に係るもの
 創造技術研究開発費補助金
 16.4.1~4.27
 IT活用型経営革新モデル事業に係る補助金
 16.3.23~4.23
 広域中小企業物流効率化推進事業費補助金のうち新技術に関する研究開発に係るもの
 中小商業ビジネスモデル支援事業に係る補助金
 16.3.23~4.23

独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構

次世代農業機械等緊急開発事業に係る委託費
 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業に係る委託費
 16.3.15~4.14
 新事業創出研究開発事業に係る委託費
 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業に係る委託費
 16.4.12~4.30

公募期間

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

産業技術実用化開発事業費助成金
 16.2.5~4.9
 産業技術研究助成事業に係る助成金
 16.1.16~3.16
 民間基盤技術研究支援制度に係る委託費
 福祉用具実用化開発推進事業に係る助成金
 タンパク質機能解析・活性プロテオミクスに係る委託費
 バイオ・IT融合機器開発プロジェクトに係る助成金
 先進ナノバイオデバイスプロジェクトに係る委託費
 ナノ微粒子利用スクリーニングプロジェクトに係る委託費
 ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築に係る委託費
 タンパク質相互作用解析ナノバイオチッププロジェクトに係る委託費
 微細加工技術利用細胞組織製造プロジェクトに係る委託費
 ナノカプセル型人工酵素運搬体製造プロジェクトに係る助成金
 生物の持つ機能を利用した環境中化学物質の高感度検出・計測技術の開発に係る委託費

独立行政法人 情報処理推進機構

未踏ソフトウェア創造事業に係る委託費
 16.2.16~4.7
 中小ITベンチャー支援事業に係る委託費
 16.2.16~3.31

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油・天然ガス開発・利用促進型研究に係る委託費
 中小ITベンチャー支援事業に係る委託費

中小企業総合事業団

課題対応技術革新促進事業に係る委託費
 戦略的基盤技術力強化事業に係る委託費

医薬品副作用被害救済・ 研究振興調査機構

希少疾病用医薬品等試験研究助成金
 保健医療分野における基礎的研究事業に係る委託費

全国中小企業団体中央会

創業連携組織調査開発等支援事業に係る助成金のうち新技術に関する研究開発に係るもの

通信・放送機構

先進技術型研究開発助成金
 通信・放送新規事業助成金
 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金
 身体障害者向け通信・放送役務提供・開発助成金
 民間基盤技術研究促進制度に係る委託費

中小企業税制を上手に使う！

設備投資関連

設備投資等を行った場合の税制の代表的なものとしては、
中小企業投資促進税制
中小企業等基盤強化税制

特別償却 (30%) 7
 または
税額控除 (7%) 8
 が認められます。
 但し、
 いずれか1つの制度しか適用できません。《要検討》

対象設備の比較

| 項目 | 中小企業投資促進税制 | 中小企業等基盤強化税制 |
|---------|---|-------------------------------|
| 対象業種 | ほぼ全業種 1 | 卸売業・小売業・飲食店業・サービス業 2 3 |
| 対象事業者 | 青色申告書を提出する中小企業者等 | 青色申告書を提出する中小企業者等 |
| 機械・装置 4 | 対象 | すべて |
| | 金額[取得] | 160万円以上 |
| | 金額[リース] | 210万円以上 |
| 器具・備品 | 対象 | 特定9品目 5 |
| | 金額[取得] | 100万円以上 |
| | 金額[リース] | 140万円以上 |
| その他の設備 | 普通貨物自動車(車体総重量3.5トン以上)、内航船舶(取得価額の75%が対象) | |
| 適用期間 | 平成16年3月31日までに行われる設備投資等に適用 6 | 平成17年3月31日までに 行われる設備投資等に適用 |

1 対象から除かれる業種
 料理店業その他の飲食店業のうち、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他これらに類する事業
 サービス業のうち、物品賃貸業・娯楽業(映画業を除く)・特殊浴場業

3 サービス業の例示
 物品賃貸業 旅館業 洗濯業 洗張・染物業 理容業 美容業
 公衆浴場業 映画業 娯楽業 有線テレビジョン放送業 デザイン業
 個人教授所業 経営コンサルタント業 機械設計業 写真業
 衣服裁縫修理業 物品預り業 葬儀・火葬業 その他の個人サービス業
 情報サービス業 広告業 駐車場業 自動車整備業 速記・筆耕・複写業
 商品検査業 計量証明業 建物サービス業 民営職業紹介業
 警備業 その他の事業サービス業 機械修理業 家具修理業
 かじ業 表具業 その他の修理業

2 対象から除かれる業種
 風俗営業法対象の飲食店業
 風俗営業法対象のサービス業

4 機械・装置とは、製品を製造する設備
 (詳細は、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二」に定められている)

5 特定の器具・備品
 特定とは、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定められている次のもの
 電子計算機 デジタル複写機 メモリー送受信機能付普通紙ファクシミリ デジタル交換設備 デジタルボタン電話設備 電子ファイリング設備
 マイクロファイル設備 ICカード利用設備
 冷房用または暖房用機器

6 平成16年度税制改正により
 平成17年度末まで適用期間が延長される。
 器具・備品の取得・リース価額要件が20万円引上げられる
 取得 100万円 120万円
 リース 140万円 160万円

7 特別償却制度

「取得価額×30%」を、通常の減価償却費とは別枠で特別に償却することができる。

特別償却費 (取得価額×30%)
 通常の減価償却費

当期償却額

当事業年度に特別償却限度額まで償却しなかった場合は、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越することができる

8 税額控除制度

法人税額からさらに税額を控除できる制度。その分だけ納付する法人税額が少なくなる。

【取得の場合】
 取得価額×7%
 【リースの場合】
 リース費用総額×60%×7%

税額控除額

その期の法人税額の20%が限度。限度を超えた分は、翌事業年度に限り、繰越して適用することができる

中小企業税制を上手に使う！

IT投資促進税制

IT投資を促進するため、一定設備等について
ハードウェア、ソフトウェアの両面で
特別償却（50%）
 または
税額控除（10%）
 が認められます。

対象となるIT投資
 青色申告書を提出する事業者等が行う次の投資
ソフトウェア投資
 自社の業務用で利用するソフトウェアで、「無形固定資産」に計上されるものは、すべて対象
ハードウェア投資（8種に限定）
 電子計算機 デジタル複写機 ファクシミリ ICカード利用設備
 デジタル放送受信設備 インターネット電話設備
 ルーター・スイッチ デジタル回線接続装置

適用期間
 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に行うIT関連設備等の取得またはリースに適用

価額要件

取得の場合
 資本金3億円以下の事業者 ソフトウェア 70万円以上 ハードウェア 140万円以上
 資本金3億円超の事業者 ソフトウェア 600万円以上 ハードウェア 600万円以上
 ハード、ソフト毎に、その事業年度において取得した設備等の取得価額の合計額で判定

リースの場合
 資本金3億円以下の事業者 ソフトウェア 100万円以上 ハードウェア 200万円以上
 ハード、ソフト毎に、その事業年度において、新たに契約したリース費用の総額の合計額で判定

ソフトウェアの税務上の取扱い

| | | |
|------|---|----------------------------------|
| 資産区分 | 平成12年3月31日までに取得 購入・委託は繰延資産 (自社開発は経費として期間費用) | 平成12年4月1日以降取得 減価償却資産(無形固定資産) |
| 償却期間 | 5年 | 複写販売用原本 3年(その他のもの5年) 研究開発用 3年 |
| 償却方法 | 定額法(残存価額ゼロの均等償却) | 定額法(残存価額ゼロの均等償却) |

少額減価償却資産の特例

固定資産は通常、減価償却費として損金経理するが、小額のものには取得時に、その取得価額の全額を損金算入(即時償却)することが認められています。

対象事業者
 青色申告書を提出する中小企業者等

取得価額の要件
 中小企業者等
 30万円未満の減価償却資産
 それ以外の事業者
 10万円未満の減価償却資産

適用期間
 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合に適用

(注) 地方税の償却資産税は、10万円未満の減価償却資産及び一括償却資産(20万円未満)の損金算入の適用を受けるものだけが、課税対象から除かれている。従って、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時償却しても、償却資産税では課税されることがある。

少額減価償却資産の会計処理方法(いずれかを選択できる)

| | | | |
|-------|------------------|---------------------|--------------------|
| | 少額減価償却制度 | 一括償却制度 | 通常の減価償却制度 |
| 対象事業者 | 中小企業者等 | すべての事業者 | すべての事業者 |
| 対象資産 | 30万円未満 | 20万円未満 | すべて |
| 償却資産 | 即時償却 (即時損金算入) | 3年均等償却 (1/3の年償却) | 普通償却 (定率法又は定額法) |

発行 山口大学「YUBIS」事務局
 連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1
 電話 0836-85-9972 (FAX兼用)
 e-mail yubis@ml.crc.yamaguchi-u.ac.jp
 URL http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/

